令 和 ８ 年 度

山口県福祉総合相談支援センター

業　　務　　概　　要

山口県福祉総合相談支援センター

児　童　相　談　部	（中央児童相談所）
	（知的障害者更生相談所）
身体障害者相談部	（身体障害者更生相談所）
精神保健福祉部	（精神保健福祉センター）
発達障害者支援センター	

≪目　　次≫

Ⅰ　山口県福祉総合相談支援センターの概要

１　沿革 …… 1

２　組織 …… 1

３　所掌事務 …… 2

Ⅱ　業務実績等

１　児童福祉に関する相談［中央児童相談所］

(1)　業務の概要 …… 3

(2)　相談受付・対応状況 …… 4

(3)　判定指導業務等 …… 6

(4)　一時保護 …… 7

(5)　児童福祉施設の在籍人員 …… 7

(6)　里親委託等 …… 8

(7)　その他 …… 10

２　知的障害に関する相談［知的障害者更生相談所］

(1)　業務の概要 …… 11

(2)　相談受付状況 …… 11

(3)　その他 …… 12

３　身体障害に関する相談［身体障害者更生相談所］

(1)　業務の概要 …… 13

(2)　相談業務 …… 13

(3)　判定業務 …… 14

(4)　身体障害者手帳 …… 15

(5)　指定業務 …… 16

(6)　市町に対する情報提供等 …… 16

４　精神保健に関する相談［精神保健福祉センター］

(1)　業務の概要 …… 19

(2)　人材養成 …… 19

(3)　広報啓発 …… 19

(4)　相談指導 …… 19

(5)　審査・判定 …… 19

(6)　自殺予防対策 …… 20

(7)　ひきこもり支援 …… 21

(8)　依存症対策 …… 22

(9)　災害時等心のケア対策 …… 22

５　発達障害に関する相談［発達障害者支援センター【社会福祉法人委託】］

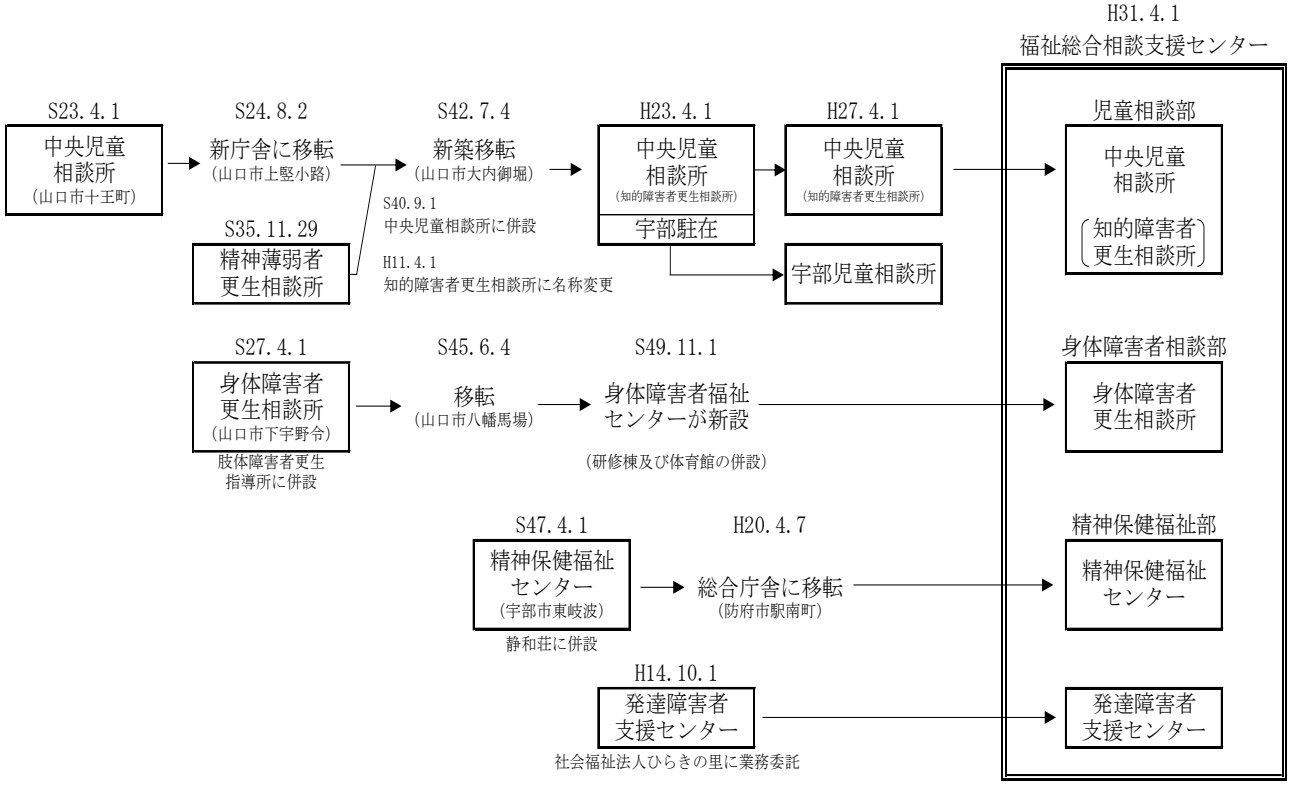
(1)　業務の概要 …… 23

(2)　その他 …… 24

Ⅰ　山口県福祉総合相談支援センターの概要

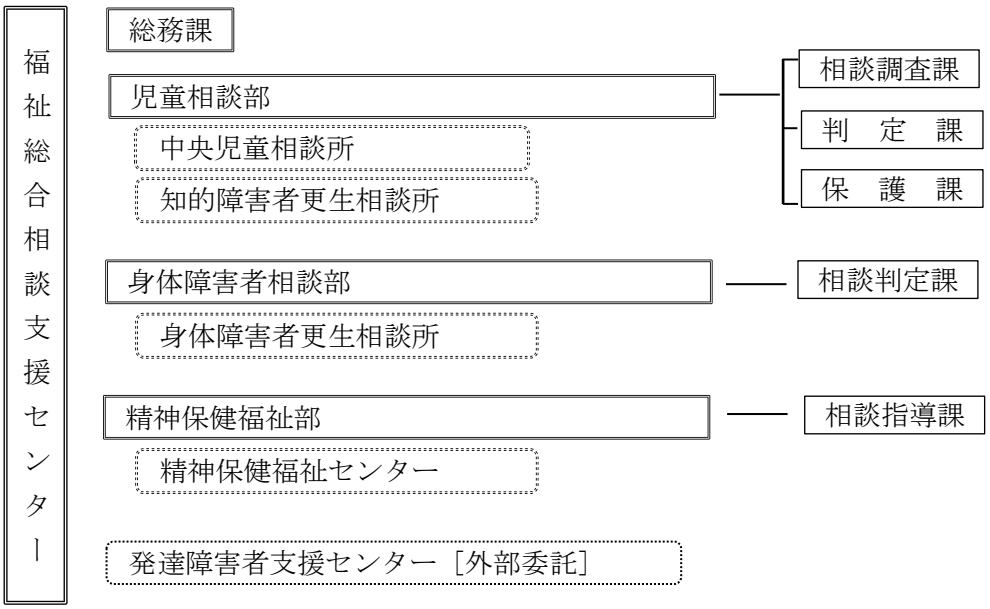
１　沿革

山口県福祉総合相談支援センターは、子どもや障害者を取り巻く環境が複雑化・多様化している現状を踏まえ、相談業務の高度化・専門化などに対応した機能強化や、市町相談体制への支援の充実を図るため、県央部に分散配置されていた５つの福祉相談機関を平成３１年４月１日に統合して山口市吉敷に設置し、子どもの健全育成、各種障害、心の健康など、福祉に関する様々な相談等に対して支援を行っている。



２　組織

（令和８年４月１日現在）



３　所掌事務

（１）児童相談部

・児童福祉に関する相談等

18 歳未満の子どもの福祉や健全育成に関する相談、子どもが明るく健やかに成長していくための支援等

・知的障害に関する相談等

18 歳以上の知的障害者について、療育手帳の判定・交付のほか、本人・家族等からの相談に応じるとともに、必要な助言等

（２）身体障害者相談部

・身体障害に関する相談等

身体に障害のある方の専門的な相談に応じるとともに、身体障害者手帳の交付や補装具等の給付についての審査・判定等

（３）精神保健福祉部

・精神保健に関する相談等

心の健康に関する相談支援、広報啓発、人材養成、審査判定業務等

（４）発達障害者支援センター

・発達障害に関する相談等

発達障害の方やその家族、関係機関への相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修等

Ⅱ　業務実績等

１　児童福祉に関する相談［中央児童相談所］

（１）業務の概要

市町と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題や子どもの置かれた状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

［市町援助］

市町による児童家庭相談への対応について、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報提供その他必要な援助を行っている。

［相談支援］

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域での状況、生活歴や発達、性格、行動等に対し、専門的な角度から調査、診断、判定を行い、それに基づく援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもの援助を行っている。

＜相談の種類と主な内容＞

養護相談	保護者の家出・失踪・死亡・入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
保健相談	低出生体重児、疾患等に関する相談
障害相談	肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身障害、知的障害、発達障害等に関する相談
非行相談	ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子ども等に関する相談
育成相談	家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
そ の 他	上記のいずれにも該当しない相談

［一時保護］

必要に応じて、子どもを家庭から離して一時保護している。

［里親支援］

里親に関する普及啓発や相談対応、情報提供、研修、その他関係機関との連絡調整等を行っている。

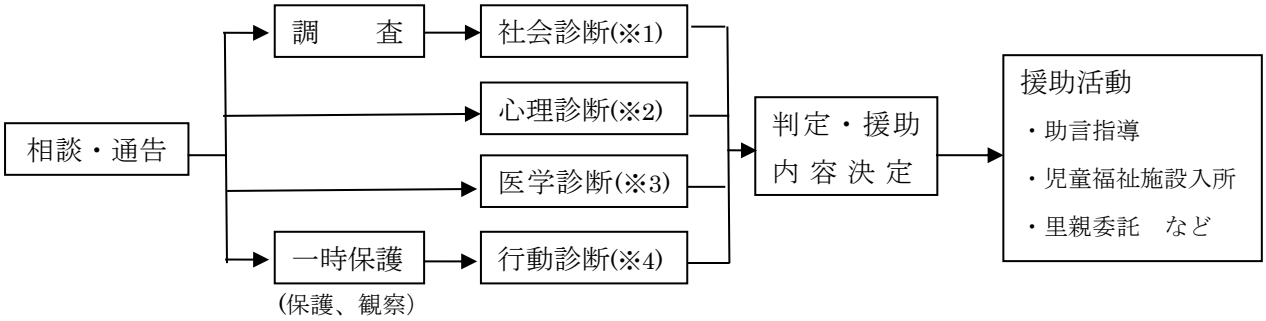
［措　　置］

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員、市町、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを里親に委託、若しくは児童福祉施設、指定医療機関等に入所させる等の措置を行っている。

【参考Ⅰ】

○相談･援助活動の展開

相談や通告に対しては、社会診断や心理診断、医学診断、行動診断などを基に判定を行い、個々の子どもに対する援助内容を決定した上で、援助活動を展開している。



※1 社会診断:児童福祉司による相談者の問題と社会的環境との関連の解明や社会資源活用可能性の検討など

※2 心理診断:児童心理司による子どもの人格全体の評価や家族の心理学的評価など

※3 医学診断:医学的見地から子どもの身体的･精神的な状態を診断･評価など

※4 行動診断:児童指導員、保育士による子どもの行動上の特徴や問題点の明確化など

○設置状況

区　分	位　置	管轄区域	人　口	児童人口
中央児童相談所	**山口市**	**山口市、防府市、美祢市**	318,278 人	45,094 人
岩国児童相談所	岩国市	岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町	192,420 人	24,059 人
周南児童相談所	周南市	下松市、光市、周南市	231,121 人	32,177 人
宇部児童相談所	宇部市	宇部市、山陽小野田市	210,773 人	28,509 人
下関児童相談所	下関市	下関市	237,259 人	30,384 人
萩児童相談所	萩　市	萩市、長門市、阿武町	71,375 人	7,270 人
計			1,261,226 人	168,033 人

※「人口」は、「令和 7 年市町年齢別推計人口(令和 7 年 10 月 1 日現在)」(山口県統計分析課)の数値

（２）相談受付・対応状況（令和７年度）

ア　相談受付件数の推移

相談受付件数は１，３４９件で、前年度の１，２８５件に比べて６４件の増加となっている。

また、相談種別では、「障害相談」が６６７件（49.4%）、「養護相談(虐待相談、(その他の)養護相談)」が５０１件（37.1%）、続いて、「育成相談」が９０件（6.7%）などとなっている。(なお、障害相談と育成相談は、令和７年度から国の統計に合わせて、内訳を非分類としている。)

	虐待相談	（その他の）養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
中央児相	191	310	0	667	50	90	41	1,349

イ　経路別受付状況

住民に身近な行政機関である「市町」が最も多く４５６件（33.8%）、次いで「家族・親戚」の４１３件（30.6%）などとなっている。

（単位：件）

経路	都道府県		市町				児童福祉施設等			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所・医療機関		学校等			里親	児童委員・仲介含	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等						
中央	27	0	374	0	82	0	0	20	0	0	0	293	7	0	10	0	64	1	3	0	413	25	23	7	1,349

ウ　相談対応状況

相談対応件数は１，３５９件であり、そのうち、通常は１回から数回程度の助言・指示等を行う「助言指導」が６８３件（50.3%）と最も多く、その他「市町村送致」が１４６件(10.7%)、子どもや家庭へ継続的にかかわる「継続指導」が７０件(5.1%)などとなっている。

（前年度からの未処理による繰り越しを含む）　（単位：件）

処理	対応件数																		未処理件数	施設入所待機
	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	市町村送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計		
	助言指導	継続指導	他機関あっせん							入所	法第27条の3（再掲）	通所								
中央	683	70	9	9	0	12	0	146	21	26	0	0	0	9	0	5	369	1,359	53	0

エ　児童虐待相談

児童虐待相談は、養護相談の一類型であり、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト(育児放棄等)」「心理的虐待(暴言等)」の４種類に区分される。

虐待通告(48 時間以内に目視による安全確認が必要)のあった３２９件のうち１５３件を虐待として認定しており、前年度１７５件に比べ２２件の減少となった。これは心理的虐待（面前ＤＶ）が１９件減少したことが影響している。

また、認定件数１５３件のうち、「心理的虐待」が７２件（47.1%）と最も多く、次いで「身体的虐待」の６８件（44.4%）などとなっている。

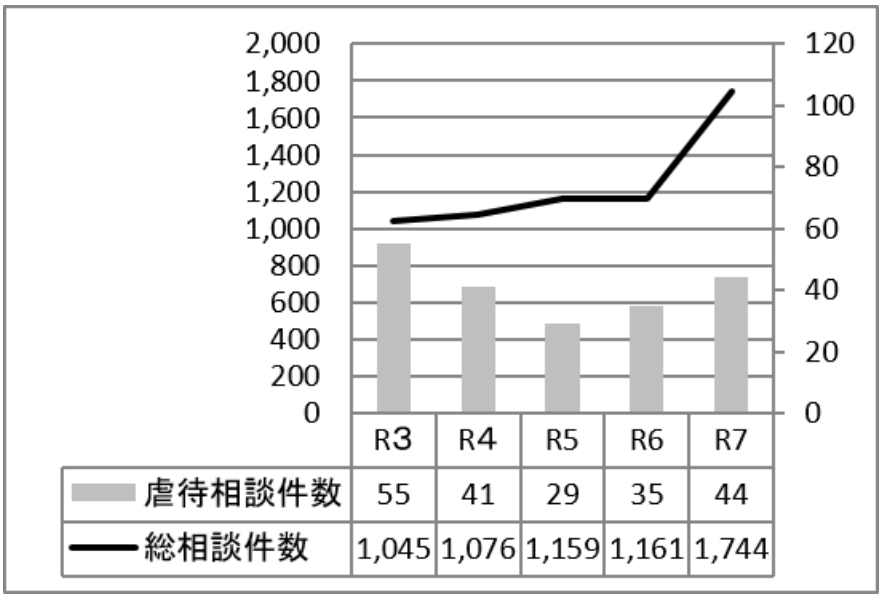
区　分	虐待通告件　数	虐待認定件数				
		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
中　央	329	68	2	11	72	153

オ　２４時間３６５日相談

２４時間体制で虐待相談等に緊急対応できるよう、中央児童相談所において、休日と夜間(17時15分～8時30分)に、児童支援相談員を交代で配置している。

この時間帯の岩国・周南・宇部・下関・萩児童相談所へのすべての電話については、中央児童相談所に自動転送される。

１，７４４件の電話相談があったが、そのうち「虐待相談」は、４４件(2.5%)であった。



（３）判定指導業務等

療育手帳・諸証明の判定・発行

各種制度の利用ができる療育手帳に関する令和７年度判定件数は２２０件であり、前年度の２５２件に比べて３２件減少している。

区　分	R3	R4	R5	R6	R7
療育手帳	275 (183)	235 (131)	318 (161)	252 (109)	220 (101)
情報提供等	411	299	421	360	359

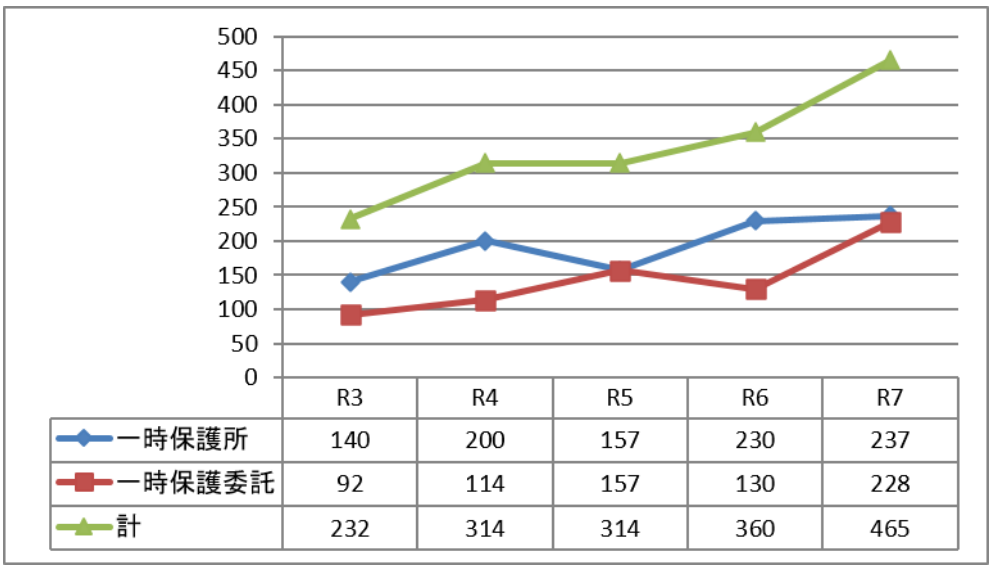
※（　）は、再判定の再掲

（４）一時保護

児童福祉法第 33 条では、児童相談所長が必要と認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境等を把握するため、児童を一時保護できることが規定されている。

一時保護は、中央児童相談所に併設されている一時保護所のほか、児童養護施設や里親などに委託して行っている。

（単位：人）



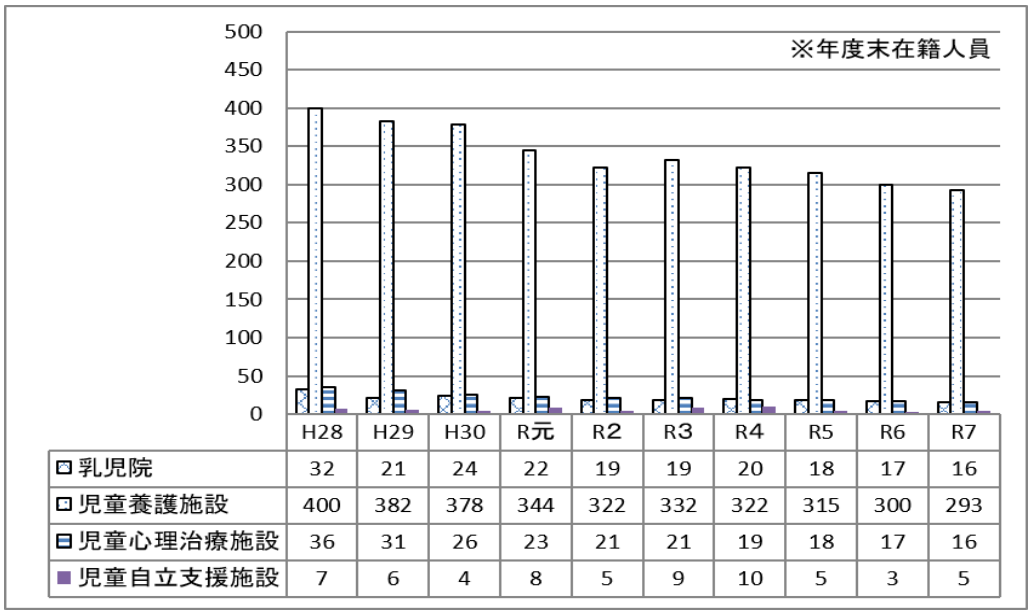
	R3	R4	R5	R6	R7
一時保護所	140	200	157	230	237
一時保護委託	92	114	157	130	228
計	232	314	314	360	465

※一時保護所は全児相から受け入れた人数、一時保護委託は中央児相分のみ

令和７年度に一時保護した児童の人数については、「一時保護所」が実人員２３７人（延人員４，２４８人）、「一時保護委託」が実人員２２８人（延人員４，６４６人）となっている。

（５）児童福祉施設の在籍人員［年度末］

本県全体として、児童養護施設等の年度末在籍人員は、近年、概ね減少傾向で推移している。



	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
乳児院	32	21	24	22	19	19	20	18	17	16
児童養護施設	400	382	378	344	322	332	322	315	300	293
児童心理治療施設	36	31	26	23	21	21	19	18	17	16
児童自立支援施設	7	6	4	8	5	9	10	5	3	5

○施設区分

乳　児　院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合は幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う。
児童養護施設	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。
児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

○入所・退所の状況（令和７年度中）

区　分	施設数	定　員	入所（年度中）	退所（年度中）	在籍人員(年度末)
乳　児　院	1	30	13	14	16
児童養護施設	10	424	54	61	293
児童心理治療施設	1	50	7	8	16
児童自立支援施設	1	30	5	3	5
計	13	534	78	86	330

《県内児童相談所の合計》

（６）里親委託等

里親やファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)*は、虐待や親の病気、離婚など、様々な事情により家庭での養育ができない子どもを里親家庭等で一定期間養育する制度である。

＊ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）＝経験豊かな里親や児童養護施設等の職員経験を有する養育者が、その住居に子どもを迎え入れて養育を行う第２種社会福祉事業

ア　里親委託率の推移（県内 6 児相の合計）

年度	里親委託児 ①	FH 委託児 ②	乳児院入所児 ③	児童養護施設入所児 ④	合計 ⑤ (①～④)	里親委託率 (①+②)／⑤
Ｒ３	72	29	19	331	451	22.4%
Ｒ４	65	23	20	322	430	20.5%
Ｒ５	79	26	18	315	438	24.0%
Ｒ６	73	32	17	300	422	24.9%
Ｒ７	68	32	16	293	409	24.4%

里親委託率とは、乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホーム措置児童数に占める里親及びファミリーホーム措置児童数の割合である。令和 7 年度は前年度に比べて０．５ポイントの減少となった。

＜里親・ファミリーホームに委託されている児童の状況（中央児相分）＞（令和7年度）

（単位：人）

区分	新規又は措置変更により委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数												委託児童数（年度末）
					解除								変更				
	児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	計	保護の必要がなくなり帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	計	
里親	2	2	3	7	2	0	1	0	0	0	0	3	0	3	0	3	24
ＦＨ	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	3

＜令和７年度末に委託されている児童の男女比及び年齢構成（中央児相分）＞

区分	0歳		1～6歳		7～12歳		13～15歳		16歳以上		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
里親	0	0	3	2	2	4	0	6	3	4	8	16
ＦＨ	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0

イ　里親登録（県内６児相の合計）

制度の普及啓発等を通じ、里親登録の促進に努めており、本県全体として、登録・認定里親数は年々増加している。

（単位：世帯）

年度	区　分	里親数（※）	［再掲］			
			養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
Ｒ３	登録・認定里親	225	194	24	8	112
	児童委託里親	53	37	5	8	3
Ｒ４	登録・認定里親	230	197	22	9	115
	児童委託里親	47	39	4	7	0
Ｒ５	登録・認定里親	232	199	24	9	119
	児童委託里親	58	50	5	6	0
Ｒ６	登録・認定里親	244	207	25	9	124
	児童委託里親	56	47	4	8	2
Ｒ７	登録・認定里親	257	215	26	12	134
	児童委託里親	51	39	4	9	0

※　複数の里親に登録・認定されている場合、また、複数の里親として児童が委託されている場合も「１」として計上しているため、再掲欄の合計数とは一致しない。

＜登録・認定状況＞

（単位：世帯）

区　分	前年度末（Ｒ７年３月末）				年度末（Ｒ８年３月末）			
	養　育	養子縁組	親　族	計	養　育	養子縁組	親　族	計
中　央	52	2	3	57	56	5	3	64

※「養子縁組」には、「養育」との重複世帯を含まない。

（７）その他

ア　精神発達精密健康診査

市町の１歳６か月児及び３歳児健康診査の結果、精神発達の点で精密健康診査が必要と判断されると児童相談所に依頼があり、相談・判定を行っている。

＜１歳６か月児精神発達精密健康診査実施状況＞（令和７年度）

区分	実施回数	相談種類別								
		養護相談	障害相談				育成相談			計
		その他	言語発達障害等	知的障害	発達障害	計	性格行動等	育児・しつけ	計	
中央	15	0	16	1	0	17	5	0	5	22

＜３歳児精神発達精密健康診査実施状況＞（令和７年度）

区分	実施回数	相談種類別								
		養護相談	障害相談				育成相談			計
		その他	言語発達障害等	知的障害	発達障害	計	性格行動等	育児・しつけ	計	
中央	22	0	20	1	0	21	38	0	38	59

イ　すこやかホーム事業

児童養護施設に入所している子どものうち、盆・正月時期又は週末に家庭に帰省することのできない子どもの養育を一般家庭及び里親に委託し、その子どもに家庭生活の体験機会を提供している。

（令和７年度）

区分	夏　期		冬　期		週　末		計	
	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数
中央	2	2	3	3	4	4	9	9

２　知的障害に関する相談［知的障害者更生相談所］

（１）業務の概要

知的障害者福祉法第１２条に基づき、都道府県に設置が義務付けられている機関であり、知的障害者の福祉に関し、専門的な立場から助言、相談及び指導等を行っている。

［相談・指導］

知的障害者に関する問題について、家族その他からの相談に応じるとともに、必要な指導や助言を行っている。

［判定・指導］

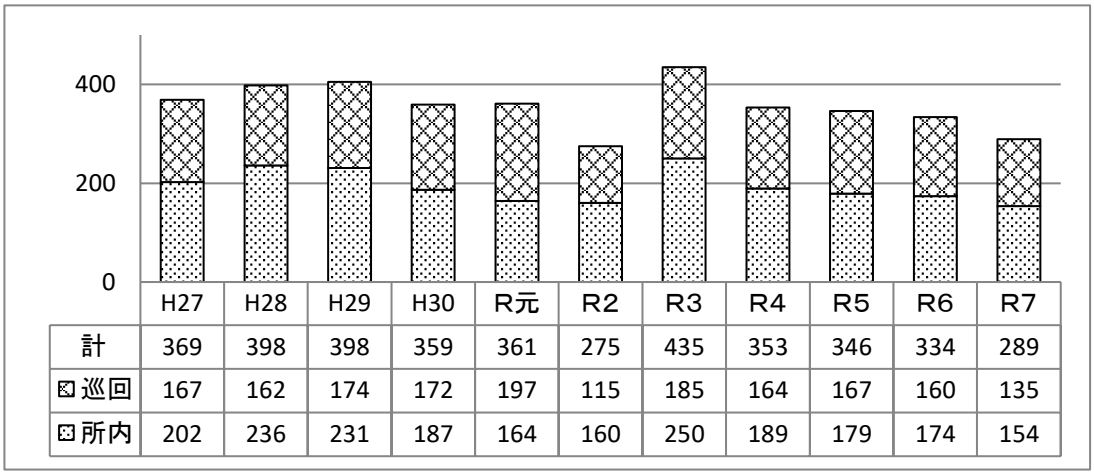
１８歳以上の知的障害者を対象として、医学的判定や心理学的判定を行うとともに、必要な助言や指導、療育手帳に係る障害程度の判定などを行っている。

（２）相談受付状況

ア　受付件数の推移

相談の中で最も多い療育手帳の判定について、令和２年度から令和３年度にかけて、新型コロナ対策の影響により増減があったが、令和４年度以降は概ねコロナ前の状況に戻っている。

（単位：件）



	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計	369	398	398	359	361	275	435	353	346	334	289
⊠巡回	167	162	174	172	197	115	185	164	167	160	135
⊠所内	202	236	231	187	164	160	250	189	179	174	154

イ　受付の内容等

令和７年度相談実人員は、所内１５４人、巡回１３５人、合計２８９人となっている。

相談内容は、「療育手帳相談」が２８９人（71.5%）と最も多く、次いで年金診断書作成等に係る「生活相談」が８２人（20.2%）となっている。

判定内容については、心理学的判定を２６０人、医学的判定を２２０人、書類審査（その他の判定）を２９人実施した。

（単位：人）

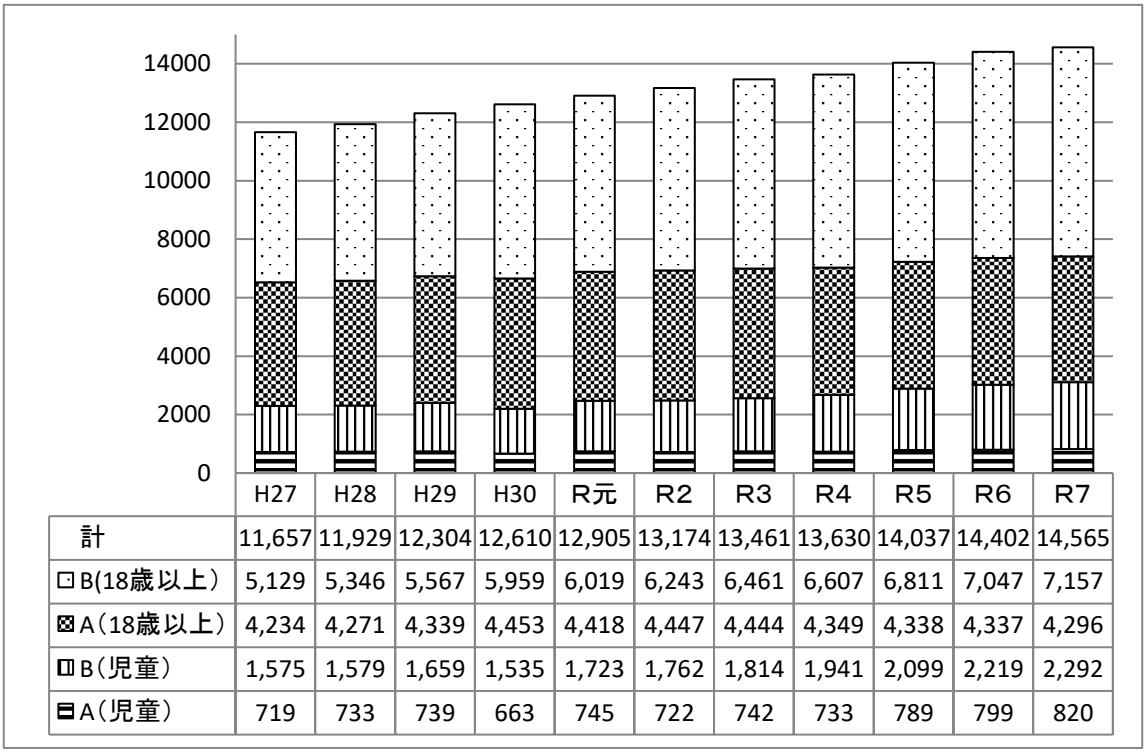
区分	実施回数	取扱実人員	相談内容									判定内容				
			施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的	心理学的	職能的	その他	計
所内	17	154	0	0	4	13	44	0	154	0	215	107	125	0	29	261
巡回	24	135	0	0	3	12	38	1	135	0	189	113	135	0	0	248
計	41	289	0	0	7	25	82	1	289	0	404	220	260	0	29	509

ウ　療育手帳所持者の推移

市町から進達のあった療育手帳の申請について、各児童相談所と協力して障害程度を判定し、市町経由で手帳を交付している。

療育手帳の所持者数については、年々増加傾向で推移しており、令和７年度は、前年度に比べて１６３件（1.1%）の増加となっている。

なお、令和７年度における療育手帳の交付件数は９９９件で、このうち新規交付分は５１６件である。



	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計	11,657	11,929	12,304	12,610	12,905	13,174	13,461	13,630	14,037	14,402	14,565
⊡B(18歳以上)	5,129	5,346	5,567	5,959	6,019	6,243	6,461	6,607	6,811	7,047	7,157
⊠A(18歳以上)	4,234	4,271	4,339	4,453	4,418	4,447	4,444	4,349	4,338	4,337	4,296
⊡B(児童)	1,575	1,579	1,659	1,535	1,723	1,762	1,814	1,941	2,099	2,219	2,292
⊟A(児童)	719	733	739	663	745	722	742	733	789	799	820

（注）各年度とも年度末現在

（３）その他

ア　地域巡回相談[再掲]

相談者の便宜を考慮の上、県内各地（９か所）に出向いて年間２４回実施した。

イ　市町等への支援

市町の依頼により、福祉サービスの支給決定等に関する意見書を交付するなど、専門的技術援助や助言、情報提供を行った。

３　身体障害に関する相談［身体障害者更生相談所］

（１）業務の概要

身体障害者福祉法第１１条の規定に基づき設置し、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成１５年３月２５日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき運営している。

身体障害者の更生援護に係る専門的、技術的助言を行う中枢機関として、専門的相談・指導業務、判定業務、市町間の連絡調整等の業務を行っている。

（２）相談業務

身体障害者に関する専門的な知識や技術を必要とする相談及び指導を行っている。また、市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術的援助及び助言を行っている。

＜相談者数及び相談受付件数＞（令和７年度）

相談者数（人）				相談受付件数（件）			
定期	巡回	訪問	計	定期	巡回	訪問	計
2,910	189	0	3,099	2,918	274	0	3,192

（注）「相談者数」、「相談受付件数」は受付ベースで、前年度からの繰越分を含む。
「定期」：定期相談会及び更生医療・補装具の判定業務に係るもの
「巡回」：巡回相談会に係るもの

ア　相談会の開催

①　定期相談

当所において、山口・防府地域を対象に毎月開催し、補装具の処方・適合判定を実施

②　巡回相談

巡回相談会として、県内７地域を対象に毎月又は隔月に開催し、補装具の処方・適合判定を実施

＜相談会での相談件数＞（令和７年度）

区分		開催回数（回）	相談件数（件）		
			補装具処方	補装具適合	計
定期相談会	山口・防府	12	22	18	40
巡回相談会	岩国	5	8	8	16
	柳井	5	10	12	22
	周南	6	31	23	54
	宇部・小野田	6	22	26	48
	下関	12	48	46	94
	萩	6	7	8	15
	長門	3	5	3	8
	計	43	131	126	257
計		55	153	144	297

イ　随時相談

来所及び電話での相談については、随時、対応している。

（３）判定業務

市町からの更生医療や補装具費支給に係る判定依頼に対し、定期相談会、巡回相談会、書類審査及び訪問調査を通じて、各専門医による医学的判定や職能的判定を行い、支給の適否についての判定書を交付している。

ア　定期相談会・巡回相談会

※「（２）相談業務 」を参照

イ　書類審査

・肢体不自由　（整形外科）月２回、（脳神経外科）随時

・視覚障害　（眼科）随時

・聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害　（耳鼻咽喉科）月２回

・内部障害

心臓機能障害　（内科）月２回

腎臓機能障害　（泌尿器科）月１回

呼吸器機能障害　（内科）随時

ぼうこう、直腸機能障害、小腸機能障害　（消化管外科）随時

免疫機能障害　（内科）随時

肝臓機能障害　（内科）随時

＜更生医療の判定書交付件数＞（令和７年度）　（単位：件）

区分	肢体不自由	視覚	聴覚平衡	音声言語そしゃく	心臓	腎臓	その他	計
適	662			5	957	515	13	2,152
不適								
計	662	0	0	5	957	515	13	2,152

＜補装具の判定書交付件数＞（令和７年度）　（単位：件）

区分		１８歳未満		１８歳以上		計
		適	不適	適	不適	
肢体不自由	義肢			35	1	36
	上肢装具			3		3
	体幹装具			2		2
	下肢装具	1		129		130
	車椅子	17	1	48		66
	電動車椅子	1		12	1	14
	歩行補助つえ					0
	歩行器	17			2	19
	靴型装具			14		14
	姿勢保持装置	9		31		40
	車載用姿勢保持装置	1		1		2

	起立保持具	10		−	−	10
	排便補助具			−	−	0
	意思伝達装置			14		14
視覚障害	視覚障害者安全つえ					0
	義眼					0
	眼鏡					0
聴覚障害	補聴器	11		320		331
内部障害	車椅子					0
	電動車椅子			3		3
計		67	1	612	4	684

（４）身体障害者手帳

市町から進達のあった身体障害者手帳の申請について、基準に則った書類審査及び障害程度審査委員会*を通じて各専門医による医学的判定を行った上で等級を判定し、市町経由で手帳を交付している。

＊特に専門的知識及び技術を必要とする事項について、医師等による審査を実施

＜手帳所持者数（下関市を含む）＞　　（令和8年3月末現在）

年齢別	人数(人)	割　合
５歳未満	104	0.2%
５～17歳	656	1.2%
18～59歳	8,389	15.2%
60～64歳	3,085	5.6%
65歳以上	43,051	77.8%
計	55,285	100.0%

等　級	人数(人)	割　合
１　級	17,530	31.7%
２　級	7,135	12.9%
３　級	10,704	19.4%
４　級	12,461	22.5%
５　級	4,056	7.3%
６　級	3,399	6.2%
計	55,285	100.0%

※令和７年度発行件数：5,195件（新規 3,420件、再交付 1,775件）

＜障害程度審査委員会*＞（令和７年度）

障　害　別	開催回数(回)	審査件数(件)
視　覚	１１	１１９
聴覚・平衡・音声言語・そしゃく	２４	８１
肢体不自由（整形）	２４	２８９
肢体不自由（脳神経）	１２	５３２
心　臓	２４	２１４
腎臓・ぼうこう	１２	３７
呼吸器	１２	２５１
直腸・小腸	１１	１７
その他（肝臓）	１２	１３
免　疫	３	３
計	１４５	１，５５６

（５） 指定業務

ア　身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する医師の指定

身体障害者手帳の申請に必要な「身体障害者診断書・意見書」を作成する医師の指定を行っている（下関市は中核市のため下関市が指定）。

イ　障害者総合支援法第５９条第１項に規定する指定自立支援医療機関（育成・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関（育成・更生医療）の指定を行っている（下関市は中核市のため下関市が指定）。

（６） 市町に対する情報提供等

補装具（福祉機器）等に対する専門的情報を収集・管理、必要に応じ市町に情報提供している。

例年、年度当初に市町の身体障害者福祉事務担当者を対象とする実務研修会（市町身体障害者福祉事務担当職員研修会）を開催し、補装具や更生医療等に関する知識の向上を図っており、令和３年度からはＷｅｂ会議形式で実施している。

【参考】業務実績資料

■身体障害者更生相談所部門

○年度別相談者数、相談受付件数

区分 / 年度	相談者数(人)			相談受付件数(件)		
	定期	巡回	計	定期	巡回	計
２８	2,913	189	3,102	2,935	283	3,218
２９	2,992	182	3,174	3,009	279	3,288
３０	3,086	180	3,266	3,111	291	3,402
元	3,238	159	3,397	3,271	244	3,515
2	3,085	170	3,255	3,107	268	3,375
3	3,038	155	3,193	3,061	234	3,295
4	3,085	194	3,279	3,102	294	3,396
5	3,068	194	3,262	3,097	291	3,388
6	2,916	184	3.100	2,939	265	3,204
7	2,910	189	3.099	2,918	274	3,192

○相談会の年度別相談件数

（単位:件）

区分 / 年度	２８	２９	３０	元	2	3	4	5	6	7
定期相談会	49	54	70	96	56	65	60	91	70	40
巡回相談会	275	272	284	240	265	231	287	283	251	257
計	324	326	354	336	321	296	347	374	321	297

○更生医療・補装具の年度別判定件数

（単位：件）

区分 / 年度	２８	２９	３０	元	2	3	4	5	6	7
更生医療	2,088	2,158	2,265	2,414	2,334	2,266	2,297	2,270	2,172	2,152
補装具	743	739	716	766	669	687	752	761	674	684
計	2,831	2,897	2,981	3,180	3,003	2,953	3,049	3,031	2,846	2,836

○身体障害者手帳の年度別推移 ※各年度末の数値

（単位：人）

年度	元	2	3	4	5	6	7
手帳所持者数	62,066	62,184	61,174	59,082	58,525	56,451	55,285

○障害程度審査会の開催回数・審査件数

区分 / 年度	２８	２９	３０	元	2	3	4	5	6	7
開催回数(回)	141	133	136	132	115	132	134	130	124	145
審査件数(件)	2,154	1,978	1,830	1,697	1,104	1,875	1,510	1,492	1,358	1,556

○身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する医師の指定件数（単位：延べ件数）

年度	2	3	4	5	6	7
指定件数	41	35	46	70	36	52

○指定自立支援医療機関（育成・更生医療）の指定件数　（単位：件）

区分＼年度	4	5	6	7
新規指定	31	25	48	30
指定更新	56	55	294	71

○身体障害者福祉事務担当職員研修会の参加人数　（単位：人）

年度	２８	２９	３０	元	2	3	4	5	6	7
参加人数	43	47	54	35	―	54	72	63	72	71

※令和２年度はコロナ禍で中止（研修資料配布で代替）。令和３年度以降はＷｅｂ会議で開催。

４　精神保健に関する相談［精神保健福祉センター］

（１）業務の概要

精神保健福祉法第６条の規定に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために設置された機関であり、センターの業務としては、大きく「人材養成」、「広報啓発」、「相談指導」、「審査判定」に分類される。

事業については、人材養成、広報啓発、相談指導を組み合わせながら実施し、とりわけ「自殺予防対策」、「ひきこもり支援」、「依存症対策」、「災害時等心のケア対策」の4つを重点課題として位置付けて取り組んでいる。

（２）人材養成

ア　精神保健福祉従事者等への教育研修

例年、県や市町、医療機関、施設の職員等を対象とする「精神保健福祉関係者基礎研修」、事業別の研修を実施した。

なお、令和３年度からはオンライン研修を導入している。

イ　学生研修・看護学校講義

山口県立大学や宇部フロンティア大学の学生研修(実習)を実施するとともに、山口県立萩看護学校において講義を行った。

ウ　団体育成

県内の自助グループ等と連携するとともに、必要な支援を行った。

・ひきこもり家族会(きらら会)、断酒会、ダルク（薬物依存本人の回復施設)、ＧＡグループ(ギャンブル依存本人)など

（３）広報啓発

県民に対し、こころの健康や精神障害についての知識の普及を図るため、ホームページによる情報発信などを行った。

（４）相談指導

「こころの健康電話相談」、「いのちの情報ダイヤル“絆”」において、電話による相談対応を行った。また、面接が必要な場合は、来所による相談を行った。

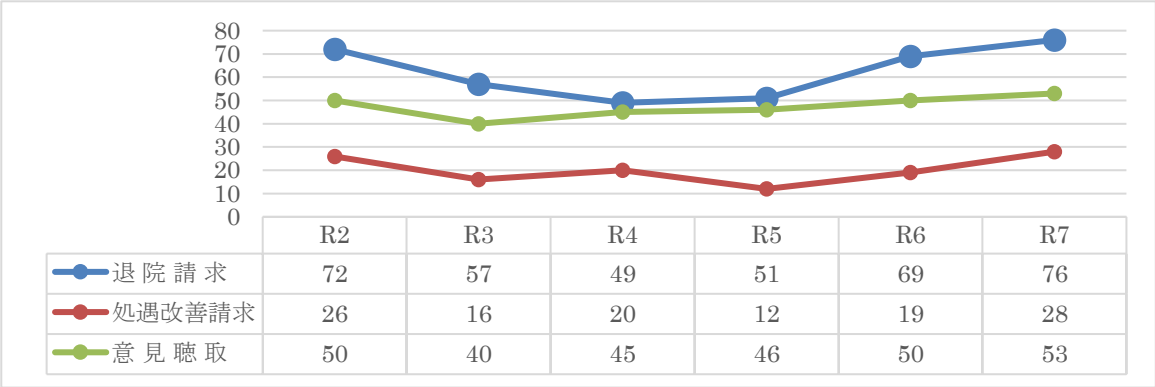
＜相談件数＞

区　分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
来　所	57	61	106	69	66	125	143	98
電　話	3,344	3,665	4,886	5,757	5,492	4,991	5,004	4,929
計	3,401	3,726	4,992	5,826	5,558	5,116	5,147	5,027

（５）審査・判定

ア　精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するため、精神保健福祉法に基づいて設置されている精神医療審査会が、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について、専門的かつ独立的な立場からの審査を行うための事務を行った。

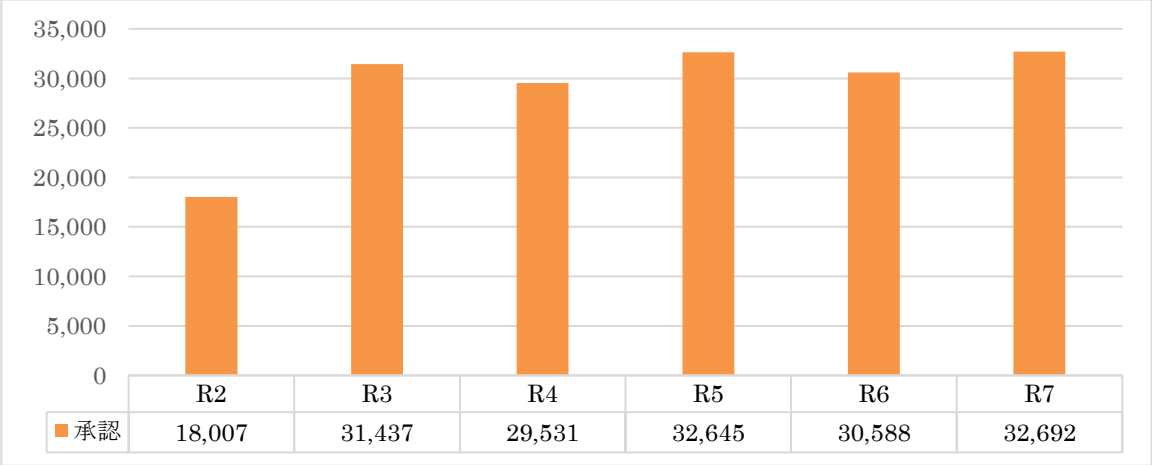
＜精神医療審査会事務＞　　（単位：件数）



	R2	R3	R4	R5	R6	R7
退院請求	72	57	49	51	69	76
処遇改善請求	26	16	20	12	19	28
意見聴取	50	40	45	46	50	53

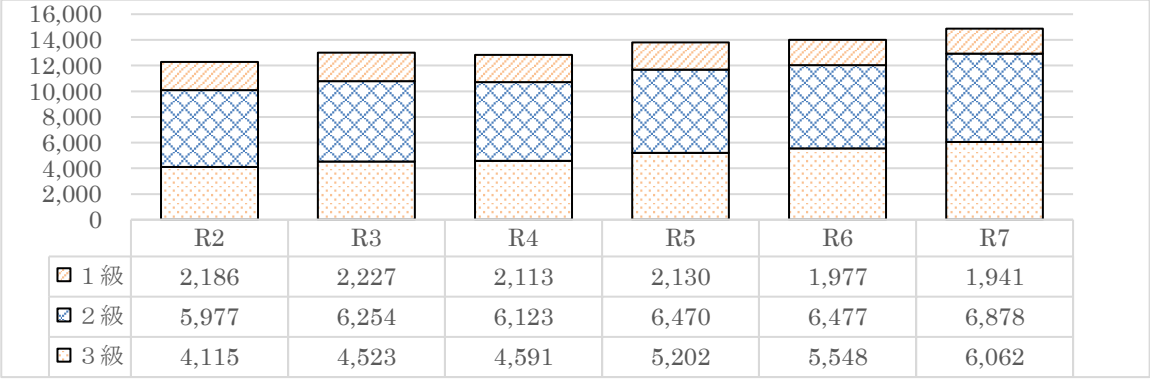
イ　自立支援医療（精神通院医療）の支給制度や精神障害者保健福祉手帳の申請に係る診断書の判定及び交付を行った。

＜自立支援医療支給認定件数＞　　（３月末現在）



	R2	R3	R4	R5	R6	R7
承認	18,007	31,437	29,531	32,645	30,588	32,692

＜精神障害者保健福祉手帳台帳登載者数＞　　（単位：人）



	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1級	2,186	2,227	2,113	2,130	1,977	1,941
2級	5,977	6,254	6,123	6,470	6,477	6,878
3級	4,115	4,523	4,591	5,202	5,548	6,062

（６）自殺予防対策

自殺対策基本法及び「山口県自殺総合対策計画」に基づき、自殺予防対策関連の事業を推進した。

○　人材養成を目的として、精神保健福祉関係者基礎研修や精神保健福祉関係者実務研修を実施するとともに、自殺対策を中心とした内容による子どものこころの健康ワークショップ、自殺未遂者支援研修を開催した。
○　市町の企画した研修に対する技術的助言及び情報提供等の支援や、民生委員等を対象としたゲートキーパー養成用のテキストを活用できる講義用教材を作成・配布した。
○　国や団体等の主催する研修会などに職員を派遣し、必要な情報収集や対応技術の向上に努めた。
○　市町や健康福祉センターにおける事業推進のため、技術的助言や資料提供等を行った。
○　自殺対策強化月間(令和８年３月)において、自殺予防の全県への正しい知識の普及を図るため、自殺対策フォーラムの開催や、パネル展示、弁護士等による「暮らしとこころの相談会」を行った。
○　平成２０年９月から、センター内に開設している自殺対策専用電話「いのちの情報ダイヤル“絆”」による電話相談や来所相談等を実施した。
○　平成２２年４月から、「“山口自死遺族の集い”クローバー」を開始し、共通の体験を持つ遺族の方が安心して自分の体験を語り、他の方の話を聴くことを通じて互いに支え合うことを目的とするわかちあいの会を定期的に開催した。
○　県内医療の中核病院と連携し、未遂者への支援を行った。

（7）ひきこもり支援

県内全域のひきこもりに対する相談支援体制の整備を図るため、平成２１年７月、「ひきこもり地域支援センター」を設置し、保健所(各健康福祉センターや下関保健所)を圏域の地域拠点(サテライト)として位置付け、各事業を実施した。

○　地域支援センターに配置した「ひきこもり地域支援コーディネーター」を、保健所が開催する家族教室や家族の会、圏域ネットワーク会議等に派遣し、技術的な支援を行った。
　また、ひきこもり担当者会議を開催し、情報交換等を図った。
○　家族教室で使用する教材や家族読本を改訂した。
○　関係機関等の職員を対象として、「ひきこもり支援研修（ひきこもりサポーター養成研修)」を開催した。援助職員マニュアルを活用した。
○　関係機関や団体との連携を図るとともに、研修や助言など技術的な支援を行った。
○　ひきこもり家族会「山口県きらら会」の月例会に職員を派遣するなど、団体育成について、継続して取り組んだ。
○　当センター内でも家族や本人の個別相談を行うとともに、ひきこもり本人の会「話そう会」を開催した。
○　ひきこもりを考えるフォーラムの開催、リーフレットの配布や県ホームページによる普及啓発を図った。

（８）依存症対策

依存症者やその家族が孤立せず、適切な治療等が受けられる支援体制を整備するため、依存症対策関連の事業を推進した。

○　依存症に関する基礎知識や対応方法を学び、依存症への理解を深め支援者のスキルアップを図ること、及びアルコール関連問題について正しく理解し依存症者に対する介入方法を学ぶことを目的として、医療・行政・相談支援事業所・地域包括支援センター等を対象に「依存症支援者研修」を開催した。

○　アディクションフォーラムの運営に向け、実行委員会への出席など、側面的な支援を行った。

○　断酒会への支援として、アメシストの会（女性酒害者の集い）に職員を派遣した。

○　関係機関や団体が主催する会議等への出席や、関係施設への訪問など連携を図った。

○　中高生向けリーフレット「お酒は二十歳になってから」を配布した。

○　薬物依存症者家族を対象に、薬物家族教室を開催した。

○　薬物依存本人の回復施設であるダルクと連携し、必要な支援を行った。

○　ジャパンマック（依存症回復支援施設）と連携した。

（９）災害時等心のケア対策

○　各関係機関や団体主催の会議等に出席し、連携を図った。また、事件等、個別事案に対して、関係者への助言・指導を行った。

○　災害発生時等に被災者の心身のケアに従事する行政職員に対し、災害時に起こり得る心の反応や支援の技術について研修を行った。

○　山口県 DPAT（災害派遣精神医療チーム）への活動支援として、山口県総合防災訓練や中国地区 DMAT 連絡協議会実動訓練に職員を派遣した。

○　学校危機に対応するＣＲＴ（クライシスレスポンスチーム）は、平成２３年度以降、民間隊員を含むチーム派遣はなく、必要があれば精神保健福祉センターの技術支援として現地で助言を行うこととしている。

５　発達障害に関する相談［発達障害者支援センター【社会福祉法人委託】］

（１）業務の概要

発達障害児(者)への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関であり、本人とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的なネットワーク支援を構築しながら発達障害児(者)とその家族からの様々な相談に応じ、指導と助言を行っている。

［相談支援］

発達障害児(者)とその家族、関係機関から日常生活での様々な相談(コミュニケーションや行動で気になること、園や学校、職場で困っていること)などに応じる。

また、必要に応じて、福祉制度やその利用方法、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関への紹介も行っている。

〇発達支援

発達障害児(者)とその家族、周囲の人の発達支援に関する相談に応じ、家庭での療育方法についてアドバイスを行っている。

また、発達障害児(者)の特性に応じた療育や教育、支援の具体的な内容について助言を行うこともあり、その際は、児童相談所、知的障害者更生相談所、医療機関等と連携を図っている。

〇就労支援

就労を希望する発達障害児(者)に対して、就労に関する相談に応じるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの労働関係機関と連携して情報提供を行っている。また、必要に応じてセンターのスタッフが学校や就労先を訪問し、障害特性や職業適性に関する助言を行うほか、作業工程や環境の調整などを行うこともある。

＜相談支援(発達支援・就労支援)の実支援人数・延支援件数＞（令和７年度）

相談支援全体では３６９人(延べ１，５９６件)の相談があり、内訳別では、発達を主とした相談が３１０人(延べ１，２１４件)、就労を主とした相談が５９人(３８２件）となっている。

	発達支援	就労支援	計
実支援人数（人）	３１０	５９	３６９
延支援件数（件）	１，２１４	３８２	１，５９６

［普及啓発・研修］

発達障害をより多くの人に理解してもらうため、地域住民向けの講演会を開催するほか、発達障害の特性や対応方法などについて解説した解りやすいパンフレット、チラシなどを作成し、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関

や、交通、消防、警察などの公共機関、一般企業などに配布している。

また、発達障害を支援する保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関の職員や、国・県・市町の行政職員などを対象に研修を行っている。

＜センター主催・共催による研修＞（令和７年度）

センターの主催・共催で企画した研修は６回であり、延べ１４７人の参加があった。

＜外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)＞（令和７年度）

センター職員を講師として派遣した回数は９５回であり、延べ1，９８４人を対象に研修会等での講師を担った。

（１）センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	６回
	延べ参加人数	１４７人
（２）外部から講師依頼を受けた研修（講師派遣）	実施回数	９５回
	延べ参加人数	１，９８４人

（２）その他

関係施設や関係機関等との連携強化を図るため、協議会等の開催、その場への参加を行った。

（令和７年度）

連絡協議会等の開催状況	１２回
発達障害者支援法第１９条の２の協議会への参加状況	１回
障害者総合福祉法第８９条協議会等への参加状況	０回
他の協議会への参加状況	１１回